# 第 12 次北海道鳥獣保護管理事業計画

(計画期間)

平成29年4月1日~平成34年3月31日

(5年間)

# 北 海 道

# 目次

はじぬ	りに
第1	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第2	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項・・・・・・・・・・・・1
1 原	
(1)	方針
(2)	鳥獣保護区の指定等計画
2 特	寺別保護地区の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
(1)	方針
(2)	特別保護地区の指定計画
(3)	特別保護地区指定内訳
(4)	特別保護指定区域の指定について
3 1	木猟区の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
4 🗏	鳥獣保護区の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
(1)	方針
(2)	整備計画
第3	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・10
1 原	高獣の人工増殖・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1C
2 放	久鳥獣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1C
(1)	希少鳥獣等
(2)	狩猟鳥獣
(3)	外来鳥獣等
第4	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項・・・・・・・・・・・11
1 排	<b>浦獲許可基準の設定に当たっての共通事項・・・・・・・・・・・・・・・11</b>
(1)	許可をしない基本的な考え方
(2)	許可に当たっての条件の考え方
(3)	わなの使用に当たっての許可基準
(4)	保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方
2 E	目的別の捕獲許可の基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
(1)	学術研究を目的とする場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
フ	アー学術研究
-	イ 標識調査(環境省足環を装着する場合)
(2)	鳥獣の保護を目的とする場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
フ	ア 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的
-	イ 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
(3)	鳥獣の管理を目的とする場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
フ	ア 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的
-	イ 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的
رً	ウ 捕獲の適正化のための体制の整備

(4	) その他特別の事由の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
	ア 博物館、動物園等その他これに類する施設における展示
	イ 繁殖している鳥類の近親交配の防止
	ウ 祭礼行事等への利用
	エ その他特別な事由
3	その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項・・・・・・・・18
(1	)被許可者への指導
	ア 捕獲実施に当たっての留意事項
	イ 捕獲物又は採取物の処理等
(2	2) 許可権限の市町村長への移譲
	ア 方針
	イ 市町村への事務移譲状況
(3	8) 鳥獣の飼養の適正化
(4	l) 販売禁止鳥獣等
(5	5) 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項
第5	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項・・・・・・・20
1	特定猟具使用禁止区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
2	特定猟具使用制限区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
3	猟区設定に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
4	指定猟法禁止区域に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
第6	第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項・・・・・・・・・・・・・25
1	第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針・・・・・・・・・・・・・25
2	実施計画の作成に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
第7	
1	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
2	鳥獣捕獲状況調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
3	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査・・・・・・・・・・・・・・・・26
4	鳥獣管理対策調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
5	第二種特定鳥獣管理計画対象鳥獣の生息状況調査・・・・・・・・・・・・・27
6	鳥獣保護区等の指定・管理等調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
7	希少鳥獣等保護調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
第8	
1	鳥獣行政担当職員の配置及び育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
2	鳥獣保護管理員の配置及び育成・・・・・・・・・・・・・・・・29
3	狩猟者の確保と育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
4	保護管理体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
5	鳥獣保護センター等の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
	取締り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
7	必要な財源の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
8	農林水産部局との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

第9 その他鳥獣保護管理事業の実施のための必要な事項・・・・・・・・・・・・31
1 鳥獣保護管理事業を巡る現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
(1) 鳥獣の保護管理
(2) 鳥獣保護区
2 地形や気象等が異なる特定の地域についての取扱い・・・・・・・・・・・・32
(1) 知床半島地域におけるエゾシカ対策等
(2) えりも地域におけるゼニガタアザラシ対策
3 狩猟の適正管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
4 傷病鳥獣救護の基本的な対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
5 感染症への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
6 鳥獣の保護管理思想の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
(1) 方針
(2) 年間計画
(3) 愛鳥モデル校の指定
(4) 安易な餌付けの防止
(5) 法令の普及啓発

#### はじめに

本道は、四方を日本海、太平洋、オホーツク海に囲まれ、広大な森林と数多くの湿原や湖沼など豊かな自然環境に恵まれ、タンチョウやエゾライチョウ、エゾシカや国内最大の陸上哺乳類であるヒグマなど北国らしい多様な鳥獣が生息し、本州以南とは異なる生物相が形成されており、また、渡り鳥の繁殖地や渡来地として、国内はもとより国際的にも重要な位置を占めている。

こうした多様な鳥獣の中には、生息環境の改変などにより生息数が減少し絶滅のおそれのある種がある一方で、生息数の増加により農林水産業や生態系に被害をもたらすなど、人間活動とのあつれきを生じているものがあり、適正な保護管理の推進が求められている。

鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、北海道生物の多様性の保全等に関する条例(平成25年条例第9号。以下「北海道生物多様性条例」という。)第9条の規定に基づき策定された北海道生物多様性保全計画に示された生物多様性の保全と持続可能な利用に関する目標や基本方針などを踏まえ、施策を推進していく。

加えて、全国的にも高い水準の本道の農林水産業被害に対応するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。)第4条に基づき市町村が定める被害防止計画等との一層の連携が必要である。

このため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、第12次北海道鳥獣保護管理事業計画を策定し、この計画に基づき、将来にわたって本道の生物多様性が損なわれることのないよう、鳥獣の生息状況・生息環境等の把握、鳥獣保護区等の指定、適正な狩猟の管理、希少鳥獣の保護、外来鳥獣の排除等、鳥獣保護管理事業の総合的・計画的な実施をより一層推進するものとする。

#### 第1 計画期間

本事業計画の計画期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。

#### 第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

#### 1 鳥獣保護区の指定

# (1) 方針

#### ア 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全等することにより鳥獣の保護を図ることを目的に指定されるもので、地域における生物多様性の保全に資するものである。

道指定鳥獣保護区の指定状況は、第11次北海道鳥獣保護管理事業計画の計画期間の満了時において、297か所、26万2,467ヘクタールとなっており、本道の総土地面積の約3.1パーセントを占めている。

本事業計画においては、計画期間中に存続期間が満了する鳥獣保護区49か所のうち、 46か所の存続期間の更新(区域縮小の箇所を含む。)を計画する。

なお、鳥獣保護区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域関係者の合意形成に努める。

また、近年、特定の鳥獣の増加による、鳥獣保護区の資質低下や周辺地域での農林水産

業被害の発生など、鳥獣保護区の指定のあり方について、検討が必要な状況が生じていることから、鳥獣による被害状況や生息状況から指定区分に応じた資質等を適切に把握し、必要に応じて区域の見直しなどを行う。特に森林鳥獣生息地の保護区については、保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定してきた鳥獣保護区の配置を踏まえ新規指定又は存続期間の更新等に努める。

# イ 指定区分ごとの方針

指定区分	指 定 方 針
森林鳥獣生息地 の 保 護 区	森林に生息する鳥獣の保護を図るため、多様な鳥獣が生息する地域 や鳥獣の生息に適している地域を指定し、区域の形状は、できる限り まとまりをもった団地状となるように努める。
大規模生息地の 保護区	行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめとする多様な鳥獣の保護を図るため、猛勢類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域を指定し、指定面積は、1か所当たり1万ヘクタール以上とする。
集団渡来地の保護区	集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、渡来する鳥類の種数又は 個体数が多い湿地や湖沼等を含む地域を指定する。
集団繁殖地の保護区	集団で繁殖する鳥獣の保護を図るため、鳥獣の集団繁殖地のうち必要な地域を指定する。
希少鳥獣生息地 の 保 護 区	環境省レッドリスト又は北海道レッドリストに基づく絶滅のおそれ のある鳥獣や地域個体群等の保護を図るため、これら鳥獣の保護上必 要な地域を指定する。
生息地回廊の保護区	生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、鳥獣の移動経路としての機能の回復が見込まれる地域のうち必要な地域を指定する。
身近な鳥獣生息 地 の 保 護 区	市街地及びその近郊における鳥獣の良好な生息地又は自然とのふれあい等を通じた環境教育の場の確保を図るため、必要な地域を指定する。

<ul><li>(2) 鳥獣保護区の指定等計画</li></ul>			
	( 0 )	ウ料にまにんどウだっ	⊥: <del>≖</del> :
	( '/ )		тіші

(2)鳥獣保護区の	指定等	計画					〔面積:	ha)
区分		既指定鳥獸保護区		本計画	期間に指足	Eする馬警	ば保護区	
		(A)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計 (B)
森林鳥獣生息地	箇所 面積	193						0
林小河高土心地		170, 709						0
大規模生息地	箇所	3	l	<u> </u>	<u> </u>	l		0
八九天工心地	面積	52, 639						0
集団渡来地	箇所 面積	20		l	<u> </u>			0
未回収不地	面積	27, 341						0
集団繁殖地	箇所	4						0
未回条准地	面積	1, 237						0
希少鳥獣生息地	箇所	2		1				1
而少為武工心地	面積	5, 426		234	[			234
生息地回廊	箇所							0
土芯地凹脚	面積				[			0
身近な鳥獣生息地	箇所	75						0
対丘は河南土心地	面積	5, 115			[			0
計	箇所	297	0	1	0	0	0	1
ōl	面積	262, 467	0	234	0	0	0	234

区分		/	本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区							
		/	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計 (C)		
森林鳥獣生息地	箇所 面積	/						0		
大規模生息地	箇所 面積	/						0		
集団渡来地	箇所 面積							0		
集団繁殖地	箇所 面積	/						0		
希少鳥獣生息地	箇所 面積							0		
生息地回廊	箇所 面積							0		
身近な鳥獣生息地	箇所 面積	/						0		
計	箇所	/	0	0	0	0	0	0		
	面積	V	0	0	0	0	0	0		

区分			本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						
		l /	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計 (D)	
森林鳥獣生息地	箇所 面積	/						0	
大規模生息地	箇所 面積	/						0	
集団渡来地	箇所 面積							0	
集団繁殖地	箇所 面積							0	
希少鳥獣生息地	箇所 面積							0	
生息地回廊	箇所 面積							0	
身近な鳥獣生息地	箇所 面積	/						0	
計	箇所 面積	/	0	0	0	0	0	0	

区分		/		本計画	本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区							計画期間中の 増減(※1)	計画終了時の鳥 獣保護区(※2)	
		] /		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計 (E)	増加	減少	垣城(※1)	部体暖点(次2)	
森林鳥獣生息地	箇所		/		1		1	1	3	1	2	△ 3	190	
林作为武工态地	面積		/		138		310	891	1, 339	11	△ 2	△ 1, 330	169, 379	
大規模生息地	箇所		/	<b> </b>			<b> </b>		0	<u>[</u>		0	3	
八州民土心地	面積		/						0			0	52, 639	
集団渡来地	箇所		/	<b> </b>			<b> </b>		0	<u>[</u>		0	20	
未回収水地	直積		/						0			0	27, 341	
集団繁殖地	箇所		/				<b> </b>		0	1		0	4	
未 <b>也</b> 宗/2/2	面積		/						0	1		1	1, 238	
希少鳥獣生息地	箇所	/					<b></b>		0	<u></u>		1	3	
1130 /130/12/00/0	面積	/							0			234	5, 660	
生息地回廊	箇所	/					 		0			0	0	
	直積	/							0			0	0	
身近な鳥獣生息地	箇所	/		<b> </b>			 		0	3		0	75	
27 E-10 Mile N E-10 Mile O	面積	/							0	30		30	5, 145	
計	箇所	/		0	1	0	1	1	3	5	2	△ 2	295	
01	面積	/		0	138	0	310	891	1, 339	42	△ 2	△ 1,065	261, 402	

<sup>(※1)</sup> 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E+F

<sup>(※2)</sup> 箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E+F

# ア 鳥獣保護区指定内訳

年度	指定区分	鳥獣保護区 予定名称	所在地	保護対象鳥獣名	指定面積 (ha)		公有水面の 含有率(%)	備	考
30	希少鳥獣 生息地	キナシベツ湿原	釧路市	タンチョウ オジロワシ 等	234	平成 30 年 10 月 1 日から 平成 50 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)			

# イ 既指定鳥獣保護区変更内訳

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分		自横の異動 異動面積		変更後の指定期間	変更理由	備考
29	森林鳥獣 生息地	川汲	期間史新	208	0	208	平成 29 年 10 月 1 日から 平成 49 年 9 月 30 日まで (20 年間)		波島総合振興局 函館市
	集団渡来 地	能取湖		5, 851	0	5, 851	平成 29 年 10 月 1 日から 平成 49 年 9 月 30 日まで		オホーツク総合振興局 網走市
	身近な鳥 獣生息地	峰延		1	0	1	(20 年間)       平成 29 年 10 月 1 日から       平成 39 年 9 月 30 日まで		空知総合振興局 美唄市
		錦大沼		216	20	236	平成 49 年 9 月 30 日まで	面積精査	胆振総合振興局 苫小牧市
		オホーツクの村		55	0	55	( 20 年間)		オホーツク総合振興局 斜里郡小清水町
		オサルシ		340	0	340	平成 29 年 10 月 1 日から 平成 39 年 9 月 30 日まで (10 年間)		十勝総合振興局 河東郡音更町
			区域拡大 区域縮小	0	0	0	( 10 年間)		
	計		廃 止 期間満了 期間更新	0 0 6, 671	0 0 20	0 0 6, 691			
		6		6, 671	20	6, 691			
30	森林鳥獣 生息地	わらび野	期間満了	138	△ 138	Ó		ソシカの食害 よる鳥獣保護 仏の資質の低下	波島総合振興局 二海郡八雲町
		伊茶仁	期間更新	414	0	414	平成 30 年 10 月 1 日から 平成 50 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		根室振興局 標津郡標津町
	集団渡来 地	鵡川河口		152	0	152	( 20 4 1 1 )		胆振総合振興局 勇払郡むかわ町
	身近な鳥 獣生息地	追分町青葉		26	5	31		面積精査	胆振総合振興局 勇払郡安平町
		清見		73	0	73	平成 30 年 10 月 1 日から 平成 40 年 9 月 30 日まで		十勝総合振興局 中川郡池田町
		緑ヶ丘		57	0	57	( 10 年間)       平成 30 年 10 月 1 日から       平成 50 年 9 月 30 日まで		根室振興局 標津郡中標津町
		望鄉台		41	0	41	( 20 年間)		根室振興局 目梨郡羅臼町
			区域拡大	0	0	0			
	計		区域縮小 廃 止 期間満了 期間更新	0 0 138 763	0 0 △ 138 5	0 0 0 768			
		6		901	△ 133				
31	森林鳥獣 生息地		期間更新	3, 347	0	3, 347	平成 31 年 10 月 1 日から 平成 41 年 9 月 30 日まで ( 10 年間)		日高振興局 浦河郡浦河町
		大釜谷		172	0	172	平成 31 年 10 月 1 日から 平成 51 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		渡島総合振興局 上磯郡木古内町
		遠軽		368	0	368	平成 31 年 10 月 1 日から 平成 41 年 9 月 30 日まで ( 10 年間)		オホーツク総合振興局 紋別郡遠軽町
		九州大学演習林		3, 713	0	3, 713			十勝総合振興局 足寄郡足寄町
	集団渡来 地	ホロカヤントウ		65	0	65			十勝総合振興局 広尾郡大樹町
	身近な鳥 獣生息地	八郎沼		11	0	11	平成 31 年 10 月 1 日から 平成 51 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		渡島総合振興局 北斗市
		北見美園		293	0	293	( 20 年间)		オホーツク総合振興局 北見市
		依田		25	0	25	平成 31 年 10 月 1 日から 平成 41 年 9 月 30 日まで ( 10 年間)		十勝総合振興局 中川郡幕別町
			区域拡大 区域縮小 廃 止	0 0	0 0 0	0 0 0	(10 牛同/		1
	計		期間満了期間更新	0 7, 994	0	0 7, 994			
		8		7, 994	0	7, 994			

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	異動前	面債の異動 異動面積	異動後	変更後の指定期間	変更理由	
32	森林鳥獣 生息地	濁川	期間更新	<u> </u>	△ 1	<u> </u>	   平成 32 年 10 月 1 日から   平成 52 年 9 月 30 日まで	面積精査	渡島総合振興局 茅部郡森町
		花岡		506	0	506	( 20 年間)		渡島総合振興局 山越郡長万部町
		湯の沢	期間満了	310	△ 310	0		エゾシカの食害 による鳥獣保護	渡島総合振興局 松前郡福島町
		野上		63	0	63	平成 32 年 10 月 1 日から 平成 42 年 9 月 30 日まで ( 10 年間)	区の資質の低下	上磯郡知内町 オホーツク総合振興局 紋別郡遠軽町
		円Ш		289	0	289	(10年間)		オホーツク総合振興局常呂郡佐呂間町
		新嵐山		441	0	441			十勝総合振興局 河西郡芽室町
		留真飛田		806	0	806			十勝総合振興局
		<b>茨散沼</b>		214	△ 1	213		<b>面積精査</b>	十勝郡浦幌町 根室振興局
		キムアネップ		42	0	42			野付郡別海町 オホーツク総合振興局
	地	根室丹根沼水源地		466	1	467		<u>面積精査</u>	常呂郡佐呂間町根室振興局
	集団繁殖	<b>女満別</b>		94	0	94			根室市 オホーツク総合振興局
	地 身近な鳥	<b>広内</b>		59	0	59			オホーツク総合振興局 網走郡大空町 十勝総合振興局
	獣生息地	望ヶ丘森林公園		42	5	47		面積精査	上川郡新得町 根室振興局
		王,正林怀石图	区域拡大	0	0	0			標津郡標津町
	計		区域縮小 廃 止	0	0	0			
	ōI	10	期間満了期間更新	310 3, 389	△ 310 4	3, 393			
33	森林馬獸 生息地	<u>12</u> 跃Ш	期間満了	3. 699 891	<u> </u>	3. 393 0		エゾシカの食害 による鳥獣保護 区の資質の低下	波島総合振興局 函館市
		戸切地	期間更新	695	0	695	平成 33 年 10 月 1 日から 平成 53 年 9 月 30 日まで	<b>本の負負の応</b> 下	渡島総合振興局 北斗市
		北檜山		507	0	507	( 20 年間) 平成 33 年 10 月 1 日から 平成 43 年 9 月 30 日まで		檀山振興局 久遠郡せたな町
		貝取澗川		339	0	339	( 10 年間)		檀山振興局 久遠郡せたな町
		上丸		615	0	615			オホーツク総合振興局紋別郡遠軽町
		トエトコ		374	0	374			オホーツク総合振興局北見市
		牡蠣島		99	0	99			<u>紋別郡湧別町</u> オホーツク総合振興局 北見市
		チミケップ湖		1, 415	11	1, 426	平成 33 年 10 月 1 日から 平成 53 年 9 月 30 日まで	面積精査	オホーツク総合振興局 網走郡津別町
	身近な馬 獣生息地			39	0	39	YR     30     年間)       (20     年間)       平成 33     年 10     月 1     日から       平成 43     年 9     月 30     日まで       (10     年間)		空知総合振興局 美唄市
	av 工心心	平取		54	0	54	(10年間)		三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三
		赤心の森		35	0	35			日高振興局
		国見山		66	0	66			浦河郡浦河町 一十勝総合振興局
		宮の森		90	0	90			河東郡音更町 河西郡芽室町 十勝総合振興局 足寄郡陸別町
		東山		88	0	88			十勝総合振興局
		狩勝		44	0	44			十勝郡浦幌町
			区域拡大	0	0	0			上川郡新得町
	計		区域縮小 庭期間満	0 0 891	0 0 △ 891	0 0			
		14	期間更新	4, 460 5, 351	△ 880	4, 471 4, 471			
	<u> </u>	14	区域拡大 区域縮小	0	0	0			
	合計		廃 止期間満了期間更新	0 1, 339 23, 277	0 △ 1, 339 40	0 0 23, 317			
		46		24, 616	△ 1, 299	23, 317			

#### 2 特別保護地区の指定

#### (1) 方針

#### ア 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、特に良好な生息環境の確保が求められる区域については、特別保護地区の指定に努める。

道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定状況は、第11次北海道鳥獣保護管理事業計画の計画期間の満了時において、88か所1万7,417ヘクタールとなっている。

本事業計画においては、計画期間中に存続期間が満了する特別保護地区9か所のうち、 7か所の再指定を計画する。

なお、特別保護地区の指定期間は、鳥獣保護区の指定期間と一致させ、区域については、 鳥獣の安定した生息の場とするため、その生息実態等を踏まえ、できる限り鳥獣保護区等 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等が禁止された区域に取り囲まれるように配慮する。

また、特別保護地区の指定又は再指定に当たっては、指定等の目的及び法令に基づく規制等の制度を鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域関係者に周知し、理解を得られるように努める。

#### イ 指定区分ごとの方針

指定区	区分	指 定 方 針
森林鳥獣の 保	生息地護区	森林鳥獣生息地の保護区として指定した鳥獣保護区の区域内で、 鳥獣の良好な生息環境となっている区域を指定する。
大規模な	主息地 護 区	大規模生息地の保護区として指定した鳥獣保護区の区域内で、猛
集 団 渡の 保	来地	集団渡来地の保護区として指定した鳥獣保護区の区域内で、渡来する渡り鳥の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的な区域を指定する。
集団繁の保	殖 地護 区	集団繁殖地の保護区として指定した鳥獣保護区の区域内で、保護の対象となる鳥類、コウモリ類又は海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的な区域を指定する。
希少鳥獣 の 保	生息地護区	希少鳥獣生息地の保護区として指定した鳥獣保護区の区域内で、 保護の対象となる鳥類の繁殖及び採餌等に必要な区域を指定する。
生息地の保	回廊	生息地回廊の保護区として指定した鳥獣保護区の区域内で、保護の対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的な区域を指定する。
	急獣生 呆護区	身近な鳥獣生息地の保護区として指定した鳥獣保護区の区域内で 鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発の観点から必要と認められ る区域を指定する。

#### (2)特別保護区指定計画

〔面積: ha〕
----------

区分		既指定鳥獣保護区		本計画期	間に指定	する特別	保護地区	
		(A)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計 (B)
森林鳥獣生息地	箇所	78	L					0
本小小型型イエルジャ	面積	6, 880						0
大規模生息地	箇所	1	L					0
八州民工心心	面積	45						0
集団渡来地	箇所	5	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	0
* CHIX/NO	面積	9, 252						0
集団繁殖地	箇所	3	<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>	0
未 <b>旦</b> 示/2/0	面積	1, 197						0
希少鳥獣生息地	箇所	1	ļ		ļ		ļ	0
	血積	43						0
生息地回廊	箇所 面積		ļ		ļ		ļ	0
土/6/70年度	<b>血</b> 積							0
身近な鳥獣生息地	箇所 面積							0
-3.2.0	血積							0
計	箇所	88	0	0	0	0	0	0
	面積	17, 417	0	0	0	0	0	0
	-							

区分			4	計画期間	に区域拡	大する特	別保護地	X
		/	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計 (C)
森林鳥獣生息地	箇所 面積	/						0
大規模生息地	箇所 面積	/						0
集団渡来地	箇所 面積	/						0
集団繁殖地	箇所 面積	/						0
希少鳥獣生息地	箇所 面積	/						0 0
生息地回廊	箇所 面積							0
身近な鳥獣生息地	箇所 面積	/						0
計	箇所 面積	/	0	0	0	0	0	0
<u> </u>	凹很	<u>v</u>	<u> </u>	U	U		U	U

		1	n -	-=1:2:0086	1 1- 6-			-
区分		l /		·計画期間				
		/	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計 (D)
森林鳥獣生息地	箇所 面積	/						0
大規模生息地	箇所 面積	/						0
集団渡来地	箇所 面積	/						0
集団繁殖地	箇所 面積	/						0
希少鳥獣生息地	箇所 面積	/						0
生息地回廊	箇所 面積	/						0
身近な鳥獣生息地	箇所 面積	/						0
計	箇所	/	0	0	0	0	0	0
ōl	面積	/	0	0	0	0	0	0

区分		本計画	本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区						ニよる変更 F)	計画期間中の 増減(※1)	計画終了時の鳥 獣保護区(※2)		
			/	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計 (E)	増加	減少	垣삤(次1)	部体遗区(水2)
森林鳥獣生息地	箇所 面積		/				1	1	2		1	△ 2	76
AN INNUAN I NEWS	面積		/				36	124	160		△ 1	△ 160	6, 719
大規模生息地	箇所 面積		/						0			0	1 45
集団渡来地	箇所		/						0			0	5
	面積		/						0			0	9, 252
集団繁殖地	箇所 面積	/	/	ļ					0			0	3 1, 197
希少鳥獣生息地	箇所	/							0			0	1
	面積	/							0	-		0	43
生息地回廊	箇所 面積	/		<b> </b>					0	<b></b>		0	0
身近な鳥獣生息地	箇所 面積	/							0			0	0
計	箇所	/		0	0	0	1	1	2			△ 2	86
01	面積	/		0	0	0	36	124		0	△ 1	△ 160	17, 256

(※1) 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E+F

(※2) 箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E+F

# (3) 特別保護地区指定内訳

年度	指定区分	鳥獣保護区名	鳥獣保護区	特別保護地区			‡	旨定其	期間			区分	備	考
			指定面積(ha)	指定面積(ha)										_
31		遠軽	368	66			-	10	月	1	日から	再指定	オホーツク総合	振興局
	生息地				平成	41	年	9			日まで		紋別郡遠軽町	
									(	10	年間)			
	集団	ホロカヤントウ	65	65									十勝総合振興局	5
	渡来地												広尾郡大樹町	
	計													
		2	433	131										
32	森林鳥獣	濁川	366	36	平成					1	日から	再指定	渡島総合振興局	5
	生息地				平成	52	年	9			日まで		茅部郡森町	
									(	20	年間)			
		花岡	506	53									渡島総合振興局	
													山越郡長万部町	1
		湯の沢	0	0								期間満了	渡島総合振興局	5
													松前郡福島町	
													上磯郡知内町	
	集団	女満別	94	88	平成				月	1	日から	再指定	オホーツク総合	振興局
	繁殖地				平成	42	年	9	月	30			網走郡大空町	
									(	10	年間)			
	集団	根室丹根沼水源地	467	152									根室振興局	
	渡来地												根室市	
	計													
L		4	-,,	329										_
33		鉄山	0	0								期間満了	渡島総合振興局	5
	生息地												函館市	
		北檜山	507	90	平成					1	日から	再指定	檜山振興局	
					平成	43	年	9	月	30			久遠郡せたな町	Г
									(	10	年間)			
	計													
	н	1	507	90										
	合計													
		7	2,373	550										

#### (4) 特別保護指定区域の指定について

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響を生じるおそれのある場所について、特別保護指定区域を指定することができる。

現在、人の立入や車両の乗り入れ等による鳥獣の保護繁殖に影響が生じている事案が見られないことから、本計画期間中に特別保護指定区域の指定は計画していないが、期間中に対象となる事案が生じた場合は、指定について検討する。

#### 3 休猟区の指定

休猟区は、狩猟鳥獣の生息数が著しく減少している場合において、その数を増加させる必要があると認められる区域があるときに、当該区域における狩猟者の入込み状況を勘案し、3年以内の存続期間を定めて指定するものである。

本道では、狩猟の主な対象であるエゾシカの生息数の増加に伴って深刻な農林業被害が発生 しており、積極的に捕獲を必要とする状況であるため、本事業計画の計画期間内において、休 猟区の指定は行わない。

#### 4 鳥獣保護区の整備等

#### (1) 方針

鳥獣保護区を指定又はその存続期間を更新若しくは特別保護地区を指定又は再指定したときは、当該区域の区域内にこれら区域を明示した標識(案内板及び制札)を設置する。

また、既に設置している標識が毀損又は汚損等した場合は、速やかに補修等必要な整備を行う。

なお、鳥獣保護区の管理に当たっては、鳥獣保護区の区域内における鳥獣の生息状況や生息環境の把握に努め、鳥獣保護区の指定目的の達成を図るとともに、違法捕獲の監視に努める。

#### (2) 整備計画

#### ア標識の設置

区	分	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計
鳥獣保	指定等箇所数	6	7	8	12	14	47
護区	案内板(枚)	6	7	8	12	14	47
	制札(枚)	42	49	56	84	98	329
特別保	指定等箇所数	0	0	2	4	1	7
護地区	案内板(枚)						
	制札(枚)	0	0	6	12	3	21
合 計	指定等箇所数	6	7	10	16	15	54
	案内板(枚)	6	7	8	12	14	47
	制札(枚)	42	49	62	96	101	350

<sup>※</sup> 鳥獣保護区の案内板は、特別保護地区の案内板を兼ねる。

#### イ 利用施設の整備

鳥獣保護区の名称	所 在 地	利用施設の現況	整備方針
		観察路 1,554m	毀損・破損し
支笏湖鳥獣保護区	千 歳 市	観察舎 2棟	た利用施設に
〔支笏湖野鳥の森〕	(石狩振興局)	他	ついては、必
			要に応じて整
	網走郡津別町	観察路 3,622m	備・補修等を
チミケップ湖鳥獣保護区	(オホーツク総合	観察舎 1棟	行う。
〔チミケップ湖野鳥公園〕	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	休憩舎 1棟	
	振興局)	駐車場 他	

#### 第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

遺伝的なかく乱の防止の観点その他生物多様性の確保の観点を踏まえ、人工増殖及び放鳥獣については、その効果と影響を勘案して慎重に対応する。

なお、傷病鳥獣を保護収容後、野外に放つことは除く。

#### 1 鳥獣の人工増殖

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という)に基づき国が行う保護増殖の取組みについて、協力・連携に努める。

なお、狩猟鳥獣の人工増殖については、放鳥獣後の遺伝的かく乱の防止の観点その他の生物 多様性の確保の観点を踏まえ、その効果と影響を勘案して慎重に対応する。

#### [参考] 国策定保護增殖事業計画

対象鳥獣	計画策定省庁	告示年月日
タンチョウ	環境省、農林水産省、国土交通省	H5. 11. 26
シマフクロウ	環境省、農林水産省	H5. 11. 26
ウミガラス	環境省	H13. 11. 30
エトピリカ	環境省	H13. 11. 30
オジロワシ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	H17. 12. 1
オオワシ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	H17. 12. 1

#### 2 放鳥獣

#### (1) 希少鳥獣等

法第2条第4項に規定する希少鳥獣については、国が行う取組みについて、協力・連携に 努める。

また、その他北海道レッドリスト掲載種など絶滅のおそれのある鳥獣については、生活環境及び安全性の確保、放鳥獣による農林水産業及び生態系への影響、地域個体群への遺伝的かく乱等を考慮しつつ、必要に応じ、放鳥獣の実施について検討する。

#### (2) 狩猟鳥獣

#### ア鳥類

鳥類の放鳥に当たっては、地域個体群の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に 生息する地域個体群に含まれる個体を放鳥させる。また、放鳥事業用の狩猟鳥類を育成し ている者が当該鳥類を放鳥するときは、それらを放鳥することにより生息地や餌の競合又は病原体の伝搬等、人や他の鳥獣に悪影響を及ぼすおそれがないよう指導する。特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している際の放鳥については、放鳥用育成鳥類の衛生管理の徹底や個体の健康状態の確認等の実施を要請し、また、一時的に放鳥を見合わせるよう指導する。

#### イ 哺乳類

哺乳類の放獣については、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、原則、認めない。

#### (3) 外来鳥獣等

本来国内に生息していない人為的に海外から導入された鳥獣又は国内において本来の生息 地以外の地域に人為的に導入され生態系等に被害を生じさせている鳥獣若しくは被害を及ぼ すおそれのある鳥獣については、在来種との交雑や生息地・餌の競合等により、生態系をか く乱し、生物多様性を損なうおそれがあることなどから、放鳥獣を行わないよう指導を徹底 する。

#### 第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- 1 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項
  - (1) 許可をしない場合の基本的な考え方
    - ア 捕獲後の処置の計画等に照らして、明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。
    - イ 捕獲等又は採取等によって、特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は 鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすお それのある場合。ただし、外来鳥獣等又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じ させている鳥獣はこの限りではない。
    - ウ 捕獲等又は採取等によって特定希少鳥獣管理計画又は第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥 獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがある場合。
    - エ 捕獲等又は採取等によって、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがある場合又は社 寺境内、墓地等における捕獲等又は採取等を認めることにより、それらの場所の目的や意 義の保持に支障を及ぼすおそれがある場合。
    - オ 特定猟具使用禁止区域内で禁止された特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、 当該猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合又は特定猟具使用禁止区域 内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指 定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。
    - カ 法第36条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下「施 行規則」という。)第45条に規定する危険猟法により捕獲等をする場合。

ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたとき又は道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成18年法律第116号)第16条第1項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定による危険猟法(麻酔の作用を有する政令で定める劇薬を使用する猟法)による捕獲等について道知事の許可を受けたときは、この限りではない。

キ 法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。

ただし、法第38条の2の規定による道知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

- ク 愛がんのための飼養の目的で捕獲する場合
- (2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっては、次に掲げる条件などを付す。

特に住居が隣接した地域又はその周辺の地域における捕獲等を許可する場合は、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件等を付す。

- ア 捕獲等又は採取等の期間、区域又は方法の限定
- イ 鳥獣の種類及び数の限定
- ウ 捕獲物の処理の方法
- エ 捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持
- オ 捕獲等に使用するわなの数量及びわなの見回り
- カ その他、必要と求められる事項
- (3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲の許可は、次に掲げる基準を満たすものとする。

ただし、ア(ア)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ヒグマの生息 状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないこと ができる。

- ア 獣類 (ヒグマを除く。) の捕獲許可
  - (ア) 捕獲に用いる方法がくくりわなの場合は、原則として輪の直径が12センチメートル 以内で、締付け防止金具を装着したものであること。
  - (4) 捕獲に用いる方法がとらばさみの場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長が12センチメートルを超えないもので、衝撃緩衝器具を装着したものであること。
  - (ウ) エゾシカの捕獲に用いる方法がくくりわなの場合は、上記基準のほか、原則としてワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、よりもどしを装着したものであること。
- イ ヒグマの捕獲許可

捕獲に用いる方法は、原則としてはこわなに限る。

ウ 鳥類の捕獲許可

わなによる捕獲は認めない。ただし、過去の捕獲実績を踏まえて最も捕獲の効果がある と認められ、かつ、錯誤捕獲のおそれがなく、また、人に対する安全確保が図られると認 められる場合に限り、はこわなの使用を認める。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

生息数が少ないなど保護の必要性が高い種又は地域個体群に属する種については、捕獲許可を慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要な場合は、捕獲数の調整を行うなど適正かつ計画的な捕獲を行わせる。

- 2 目的別の捕獲許可の基準
  - (1) 学術研究を目的とする場合

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、

# この限りではない。

# アー学術研究

ア 子側切九	
研究の目的及び内容	次に掲げるいずれにも該当するものであること。 ① 主たる研究目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。 ② 捕獲等又は採取等をする以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。 ③ 主たる研究内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関するものであること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。 ④ 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として一般に公表されるものであること。
許可対象者	理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれら調査研究 を行う者から依頼を受けた者
鳥獣の種類・数	必要最小限の種類及び数(羽、頭、個)。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数(羽、頭、個)とする。
期間	1年以内
区域	必要最小限の区域とし、原則として特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要があると認められる場合は、この限りではない。
方 法	次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。 ① 法第12条第1項又は第2項に基づく禁止猟法ではないこと。 ② 殺傷又は損傷を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。また、装着する標識が観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報の公開を申請者に求めるよう努める。
捕獲等又は 採取等後の 措 置	原則として次の各号に掲げる条件に適合するものであること。 ① 殺傷又は損傷を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。 ② 個体識別を目的に行うタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋め込み等を行う場合は、鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであること。 ③ 電波発信機(原則として必要期間経過後短期間のうちに脱落するもの)又は足環の装着等鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。
その他	許可基準の詳細、許可の運用及び取扱いについては、別に定める鳥獣捕獲 許可取扱要領による。

# イ 標識調査 (環境省足環を装着する場合)

許可対象者	国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県よ り委託を受けた者(委託を受けた者から依頼された者を含む。)
鳥獣の種類・ 数	原則として次のとおりとする。ただし、特に必要と認められる種については、この限りではない。 ① 標識調査を主たる業務として実施している者は、鳥類各種各2,000羽以内 ② 3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者は、鳥類各種 各1,000羽以内 ③ 上記①及び②以外の者は、鳥類各種各500羽以内
期間	1年以内

×		域	施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし 特に必要があると認められる場合は、この限りではない。
方		法	原則として、網、わな又は手捕りとする。
そ	の	他	許可基準の詳細、許可の運用及び取扱いについては、別に定める鳥獣捕獲 許可取扱要領による。

#### (2) 鳥獣の保護を目的とする場合

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、 この限りではない。

#### ア 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

許可対象者	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員
鳥獣の種類・数	必要と認められる種類及び数
期間・区域	1年以内、申請者の職務上必要な最小限の区域
方 法	原則として法第12条第1項又は第2項に規定する禁止猟法以外の猟法
その他	許可基準の詳細、許可の運用及び取扱いについては、別に定める鳥獣捕獲 許可取扱要領による。

#### イ 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

許可対象	者	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員、鳥獣保護管理員その他特 に必要と認められる者
鳥獣の種類	•数	必要と認められる種類及び数
期間・区	域	1年以内、必要と認められる区域
方	法	原則として法第12条第1項又は第2項に規定する禁止猟法以外の猟法
その	他	許可基準の詳細、許可の運用及び取扱いについては、別に定める鳥獣捕獲 許可取扱要領による。

#### (3) 鳥獣の管理を目的とする場合

#### ア 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的の許可基準は次のとおりとする。なお、現に被害が生じている場合だけではなく、そのおそれのある場合についても同様とし、原則として、被害防止対策ができない、又は被害防除対策によっても被害防止ができないと認められるときに許可をする。

また、被害が生じることがまれであるか、又は従来の許可実績が僅少である鳥獣についての捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定めるなどとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可をする。

許可対象者	① 原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人又は法人(法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。)であって、銃器を使用する場合は第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者(空気銃を使用する場合においては第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者)、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者。② 狩猟免許を受けていない者に対しては、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げるとき等は、許可することができる。ア 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合
	<ul> <li>(ア) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合</li> <li>(イ) 農業被害の防止の目的で農業者自らの事業地内(使用するわなで捕獲される可能性のある希少鳥獣が生息する地域を除く。)において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により、鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合。</li> <li>イ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてエゾシカその他の鳥獣(ヒグマを除く。)を捕獲する場</li> </ul>
	合 ウ 法人がアザラシ類の捕獲する場合であって次に掲げる場合 の 法人がアザラシ類を捕獲する場合は、許可申請日前1年以内に 漁業法に基づく「トド採捕承認」において採捕従事者となっており、 かつ損害が生じた場合の賠償能力を有している場合 (イ)銃器以外の方法によりアザラシ類を捕獲する場合 ③ 法人に対する許可に当たっては、その従事者には、原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導する。ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにり捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができる。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導する。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を
鳥獣の種類・数	図り、被害防止を目的とする鳥獣の捕獲の効果的な実施に努める。 現に被害等を生じさせ又はそのおそれのある種とし、被害等を防止する目的を達成するために必要な数とする。 なお、鳥類の卵の採取等の許可は、原則として現に被害を生じさせている個体を捕獲等することが困難で、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合又は建築物等の汚染等を防止するため巣を除去する必要がある場合に、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に許可をする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、本欄中の上記について適用しない。
期間	原則として被害が生じている時期のうち、最も効果的に捕獲等又は採取等が実施できる時期で、捕獲等をしようとする鳥獣以外の鳥獣の繁殖に支障がない必要かつ適切な期間とする。ただし、被害が生じると予察される場合又は飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる場合等特別な事由が認められるときは、この限りではない。
区域	被害等の発生状況に応じ、必要かつ適切な区域

# 方 法 そ の 他

原則として法第12条第1項又は第2項に規定する禁止猟法及び法第36条に規定する危険猟法以外の方法とする。

なお、空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす 危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り 逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りで はない。

また、許可基準の詳細、許可の運用及び取扱いについては、別に定める鳥獣捕獲許可取扱要領による。

# (1) 鳥獣による被害発生の予察

#### a 被害予察捕獲の方針

鳥獣による被害発生を予察した捕獲は、鳥獣による被害が発生するおそれがあり、かつ、その被害をもたらすおそれのある鳥獣を捕獲しなければ被害が広域に及ぶおそれがあり、また、常時、捕獲を行わなければ被害を防止することが困難であると認められる場合に限り、許可をする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りでない。

なお、鳥獣による被害等の予察に当たっては、市町村及び関係機関の協力を得て、鳥獣による過去の被害状況を的確に把握し、必要があると認められる場合は地域ごとの被害発生予察表を作成する。

#### b 予察表

加害鳥獣	被害対象		初	支	害	発	-	Ė	時	其	] ()	月)		被害夠	主
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	地	域
タヌキ	畑作物、果樹、果実	•											-	全道-	-円
キツネ	家畜、畑作物、家畜飼 料、果実	•											-	全道-	
ノイヌ	家畜	•											-	道南 <b>、</b> 東	道
ミンク	養殖魚	•											<b>-</b>	. 道北、 東	道
アライグマ	畑作物、家畜飼料、果 樹、果実、生態系	•											-	全道-	
ヒグマ	水稲、穀類、養蜂、果 樹、家畜、人身被害									<b>-</b>			•	全道-	-円
エゾシカ	畑作物、牧草、樹木、 水稲、穀類	•											-	全道-	
ユキウサギ	若齢林木、畑作物、果 樹、穀類	•											-	全道-	円
アザラシ類	水産物、漁具	•											<b></b>	沿岸	円
サギ類	水稲、養殖魚	•						<b>-</b>						道央、 北、道	東
ガン·カモ· ハクチョウ 類	水稲、穀類、牧草	•							->					全道-	
カモメ類	水稲、水産物、糞害	<b>-</b>									-		<b>-</b>	沿岸、	
キジバト·カ ワラバト(ド バト)	畑作物、穀類、家畜飼料、糞害	•											<b></b>	全道-	
	果樹、果実			•				<b>-</b>						全道-	-円

ウソ	果樹	•	<b>&gt;</b>						道央
スズメ	水稲、畑作物、果樹	-						<b>-</b>	全道一円
カラス類	畑作物、果樹、家畜、 家畜飼料、水産物、生 活環境	<b>4</b>						 <b>-</b>	全道一円

# イ 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

第二種特定鳥獣管理計画が作成されている次の鳥獣において、管理の目的で捕獲しようとするときは、原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく「数の調整」としての捕獲とする。なお、ヒグマの捕獲及び個別の被害防止の目的の場合は、「被害の防止」を目的とした捕獲許可の対象とする。

# (ア) 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

対象鳥獣	実施年度	防除方法の検討、個体数管理の実施等
ヒグマ		・人とヒグマとのあつれき軽減と地域個体群の存続の両立を 図るため、北海道ヒグマ管理計画に基づき、人身事故防止 のための普及啓発、農作物被害等の防止を図るための被害 防除法の普及を行うなど、総合対策を推進する。
エゾシカ	平成29年度 ~ 平成33年度	<ul><li>・生息数を一定の水準まで減少させるため、北海道エゾシカ管理計画に基づき、数の調整を目的とする捕獲を積極的に進めるなど、総合対策を推進する。</li><li>・エゾシカを自然資源として位置付け、その捕獲個体の有効活用を図ることにより、個体数管理の推進を図る。</li></ul>
ゴマフ アザラシ		・北海道アザラシ管理計画に基づき、北海道沿岸のゴマフア ザラシを適正な生息、回遊個体数に維持することにより、 漁業被害が受忍限度を超えない水準まで軽減するととも に、ゴマフアザラシの安定的な存続を図り、人とアザラシ 類との共存を図る。

※ヒグマの捕獲については、数の調整を目的とする捕獲は行わないが、参考として記載 する。

#### (1)許可基準

許可対象者	第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とした捕獲を行うことができるのは法人とし、捕獲従事者は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に係る許可基準の設定③の許可対象者に掲げる者
鳥獣の種類・数	第二種特定鳥獣管理計画に基づく特定鳥獣とし、当該計画の目標達成のために必要な適切かつ合理的な数
期間・区域	第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために必要かつ適切な期間・ 区域
方 法	原則として法第12条第1項又は第2項に規定する禁止猟法及び法第36条に規定する危険猟法以外の方法とする。 なお、空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃が す危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。 ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合につい ては、この限りではない。
その他	許可基準の詳細、許可の運用及び取扱いについては、別に定める鳥獣 捕獲許可取扱要領による。

# ウ 捕獲の適正化のための体制の整備等

管理のための捕獲の適正かつ円滑な実施を図るため、市町村及び関係機関・団体に対し、

地域において関係機関が連携して被害対策等を協議検討する協議会等の設置について助言に努めるとともに、被害等が顕著な地域にあっては、捕獲隊の編成や広域捕獲の実施等について指導・助言に努める。

特に関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画と整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導する。

#### (4) その他特別の事由の場合

捕獲等の目的	許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方 法
ア 博物館、 動物園その他 これに類する 施設における 展示	博物館及び動物 園等の公共施設 の飼育者又は研究者若しくはこれらのものから 依頼を受けた者	展示の目的を達成するために必要な種類及び数	6か月	原則として施 行規則第7号 1からチまで に掲り を を は を は り り り り り り り り り り り り り り	原則として 法第12条第 1項又は第2 項に規定す る禁止猟法 以外の猟法
いる鳥類の近	道内において鳥類の養殖を行っている者又はらの者からの者から依頼を受けた者	能と認められ る種類である		域	網、わな又は手捕り
ウ祭礼行事等への利用	祭礼行事等の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者	用いる必要最	1か月以内		原則と12条第 1項又は第2 項に規止 項に規止 強 以外の 猟法
特別な事由	その他の特別な 事由が認められ る者	れる種類及び 数	必要と 認めら れる期 間		
備考 許可基領による	基準の詳細、許可 <i>の</i> る。	)運用及び取扱し	ハは、別	こ定める鳥獣捕	獲許可取扱要

#### 3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

# (1) 被許可者への指導

#### ア 捕獲実施に当たっての留意事項

被許可者に対し、錯誤捕獲や事故発生の防止に係る万全の対策を講じさせ、関係地域住 民等への捕獲等又は採取等の事前周知を指導するとともに、法第9条第12項の規定に基 づき、猟具ごとに見やすい場所に、住所、氏名又は名称、許可者名、許可の有効期間、許可 証の番号及び捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類を記載 した標識を装着させるものとし、猟具の大きさ等の理由で標識を装着できない場合は、猟 具設置場所周辺に立て札等で標識を設置するよう指導する。

#### イ 捕獲物又は採取物の処理等

- (ア) 捕獲物又は採取物は、法第18条に規定する適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合を除き、当該捕獲等又は採取等した場所への放置は認められない。
- (1) 捕獲物又は採取物は、鳥獣の保護管理に関する学術研究又は環境教育等への利用など、 関係法令に基づく適法な方法で有効に活用できる場合に、努めてこれを利用するよう指 導する。
- (ウ) 捕獲物又は採取物が、違法に捕獲等又は採取等されたものと誤認されないよう、適正な 処置が講じられるよう指導する。

特に、ヒグマについては、違法輸入又は国内で違法に捕獲された個体の流通を防止するため、捕獲した個体に目印標(製品タッグ)を装着させることにより、国内で適法に捕獲されたものであることを明確にさせる。

- (I) 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法により行うよう指導する。
- (オ) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という)に基づき、特定外来生物に指定されているアライグマ及びミンクは、国の確認又は認定を受けた防除実施計画に基づき捕獲したもの以外は、生きた個体の運搬が規制されていることを周知する。
- (加) 捕獲許可申請者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を十分に周知する。
- a 錯誤捕獲した個体は、原則として所有及び活用はできないこと。また、放鳥獣の検討 を行うこと。
- b 狩猟鳥獣以外の鳥獣は、捕獲個体を生きたまま譲渡するときは飼養登録等の手続きを 要する場合があること。
- c 捕獲個体の処理方法が捕獲許可申請書に記載された方法と異なる場合は、法第9条第 1項の規定に違反するおそれがあること。

#### (2) 許可権限の市町村長への移譲

## ア方針

地域における鳥獣の管理の円滑な実施に資するため、北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例(平成 12 年条例第6号。以下「事務処理特例条例」という)又は鳥獣被害防止特措法に基づいて、法第9条第1項に規定する知事の権限に属する鳥獣の捕獲許可事務の市町村への移譲に努める。なお、当該事務の移譲に当たっては、鳥獣の生息数及び分布状況等を踏まえた広域的な見地からの必要性と許可の対象種を検討するとともに、市町村の事務処理実施体制の整備状況等を勘案し、市町村との調整・協議を密に図る。また、市町村に対し法令及び本事業計画に即して捕獲許可事務が適切に実施されるよう助言するなど、許可制度の円滑な運用が図られるよう努める。

#### イ 市町村への事務移譲状況

移譲根拠法令	事務処理特例条例	鳥獣被害防止特措法
移譲事務	鳥獣による生活環境、農林水産美 目的とした鳥獣の捕獲等又は鳥类	業又は生態系に係る被害の防止を 質の卵の採取等の許可
移譲市町村	道内全市町村(179市町村)	被害防止計画策定市町村
許可対象鳥獣	キジバト、カワラバト〔ドバト〕 、ニュウナイスズメ、スズメ、ハ シボソガラス、ハシブトガラス、 キツネ、ノイヌ、ノネコ、アライ グマ、とがりねずみ科に属する 獣類、ねずみ科に属する獣類	なお、ヒグマ及びアザラシ類については、広域的な保護管理を 行う必要があるため不同意とす
移譲の始期	昭和62年度~	平成20年~
備考		

#### (3) 鳥獣の飼養の適正化

道は、法第19条第1項に規定する鳥獣の飼養の登録に関する事務について、事務処理特例条例に基づき道内各市町村に移譲(昭和62年度~)しており、市町村において当該事務が適正に処理されるよう、引き続き各市町村への助言に努めるとともに、市町村、警察等関係機関と連携・協力し、鳥獣の飼養の適正化及び違法飼養の防止に努める。

#### (4) 販売禁止鳥獣等

販売することにより鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとして環境省令で定める鳥獣又は鳥類の卵については、販売する目的が法第24条第1項に規定する学術研究の目的、養殖の目的その他環境省令で定める目的に適合し、かつ、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理の増加、個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り許可をする。

#### (5) 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項

法第 38 条の2に基づく住居集合地域等における麻酔銃猟を許可する場合について、対象とする鳥獣は、出没により住民の生命財産に影響を及ぼすおそれのある獣類とし、原則としてエゾシカとする。

なお、ヒグマについては、捕獲従事者が反撃を受けたり、麻酔薬の効果が現れるまでの間 に周辺住民へ危害が及んだり、あるいは財産物の損害を被るなど、二次的な被害が発生し、 人命に関わる甚大なものとなる可能性があるため対象としない。

また、許可に際しては、捕獲従事者及び住民等への危害及び財産への損害を防止するための措置が講じられていること。

#### 第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

#### 1 特定猟具使用禁止区域の指定

#### (1) 方 針

特定猟具の使用に伴う危険の予防又は環境省令で定める指定区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持のため、次の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。 なお、10年ごとに区域を見直し、必要に応じて再指定を行う。 本事業計画の計画期間において、指定期間が満了する銃器に係る特定猟具使用禁止区域 49か所26,556ヘクタールの存続期間を再指定する。

- ア 銃猟に伴う危険を予防する地区
  - (ア) 銃猟による事故が頻発している地区
  - (1) 学校等の教育機関や病院等の保健医療機関等が所在する地区及びその近傍
  - (ウ) 恒常的に農林水産業活動に利用されているなど人が所在する可能性が高い場所
  - (I) レクリエーション等保健休養の目的で利用する者が多いと認められる場所
  - (オ) 市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中 している場所
  - (加) その他銃猟による事故発生のおそれのある区域
- イ わな猟に伴う危険を予防する地区
  - (ア) 保育園、幼稚園、学校等の教育施設が所在する地区及びその近傍
  - (1) 子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺
  - (ウ) 自然観察及び野外レクリエーション等の目的で利用する者が多いと認められる場所
  - (I) その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域
- ウ 静穏を保持する必要がある区域

#### (2)特定猟具使用禁止区域指定計画

(2)特定猟具使用	禁止区	域指定計画					〔面積:	ha)
区分		既指定 (A)		本計	画期間に	指定する	区域	
		就指注(A)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計 (B)
銃猟に伴う危険を予	箇所	9	0 1					1
防するための区域	面積	34, 30	2 41					41
わな猟に伴う危険を	箇所		0					0
予防するための区域	面積		0		[			0
計	箇所	9	0 1	0	0	0	0	1
ōl	面積	34, 30	2 41	0	0	0	0	41
				•	•			

∇ A			本計画	期間に区	域拡大す	る区域	
		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計 (C)
銃猟に伴う危険を予	箇所						0
防するための区域	面積						0
わな猟に伴う危険を	箇所						0
予防するための区域	面積						0
≣+	箇所	0	0	0	0	0	0
≣T	面積	0	0	0	0	0	0

∇ A			本計画	期間に区	域縮小す	る区域	
		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	(D)
銃猟に伴う危険を予	箇所						0
防するための区域	面積						0
わな猟に伴う危険を	箇所						0
予防するための区域	面積						0
計	箇所	0	0	0	0	0	0
ōl	面積	0	0	0	0	0	0

区分		本語	計画期間は	こ解除又に	は期間満て	アとなる ∑	区域	面積精2 変更	を (F)	計画期間中の 増減(※1)	計画終了時の特 定猟具使用禁止
		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計 (E)	増加	減少	1910年(1717)	区域(※2)
銃猟に伴う危険を予 箇所						1	1	1		0	90
銃猟に伴う危険を予 <u>箇所</u> 防するための区域 面積						208	208	208		41	34, 343
わな猟に伴う危険を 箇所	7 /						0			0	0
予防するための区域 面積							0			0	0
計	] /	0	0	0	0	1	1			0	90
直積		0	0	0	0	208	208	208	0	41	34, 343

(※1) 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E+F

(※2) 箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E+F

# (3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

年度	所 在 地	名 称	指定面積(ha)			指	定	抽	問		┷ι⊦	猟具	備	考
	上川郡新得町	トムラウシニペソツ市街地		平成						日から	銃	器	新	
23	<u> </u>	月ヶ湖								日まで	シル	ТПТ	再指	
	空知郡南幌町	南幌親水公園	67	1 /2	00	_	J			年間)			13.11	- ~L
	<del>工机都用院型</del> 札幌市	新川	88					`	, 0	구마/				
	札幌市	豊平川	186											
	<b>苫小牧市</b>	<del>堂一川</del> 樽前大沼	48											
	上磯郡知内町	湯の里	30											
	全城都和74m 檜山郡江差町	<b>鳴</b> 島	10											
	厚岸郡浜中町	恵茶人	11											
	字序都 <del>然中</del> 尚 計	9	522											
30	江別市	工別市朝日町 工別市朝日町		亚成	30	侟	10	В	1	日から	銃	器	再指	台京
30	札幌市	野津幌川								日まで	306	пп	17 11	
	小樽市	小樽祝津	67	1 /20	40	_	0			年間)				
	登別市	幌別ダム下流	57					(	10	TIPJ/				
	登別市	登別川	10											
	· 通河市	<u> </u>	12											
	函館市・北斗市	函館湾	4,426											
	十勝郡浦幌町	十勝太	35											
	中川郡池田町	昭栄	98											
	河東郡上士幌町	一 <u>一</u> 十勝三股	254											
	釧路郡釧路町	達古武	80											
	白糠郡白糠町	白糠町青少年旅行村	16											
	厚岸郡浜中町	五禄町月少平成17 <u>村</u> 浜中町火散布	1,756											
	根室市	根室湾中部	467											
	計	低至冯中即 14	7,334											
31	岩見沢市	<u> </u>		亚成	31	在	10	日	1	日から	銃	器	再指	台定
0	推戸郡浦臼町 一	浦臼								日まで	200	пп	13.11	~
	千歳市・夕張郡長沼町	ネシコシ	36	1 /20	71	_	0			年間)				
	札幌市	モエレ沼	190					`	, 0	1*1#J/				
	江別市	越後沼	21											
	<u> </u>	フジコ沼	1											
	茅部郡鹿部町	<u></u> 鹿部折戸川	82											
	瀬棚郡今金町	後志利別川	300											
	常呂郡置戸町	おけと湖	327											
	釧路市	音別二俣	239											
	釧路郡釧路町	釧路町森林公園	260											
	釧路郡釧路町	村田公園	106											
	厚岸郡厚岸町	尾幌	33											
	計	13	1,665											
32	石狩市	花畔		平成	32	年	10	月	1	日から	銃	器	再指	旨定
	白老郡白老町	ヨコスト湿原	44	平成	42	年	9	月	30	日まで				
	十勝郡浦幌町	浦幌豊北	156					(	10	年間)				
	計	3	703											
33	砂川市	砂川	71	平成	33	年	10	月	1	日から	銃	器	再指	旨定
	芦別市	野花南湖	72	平成	43	年	9	月	30	日まで				
	千歳市	千歳湖	63					(	10	年間)				
	室蘭市	室蘭	4,150											
	苫小牧市	苫東	8,019										弁天沼	と統合
	沙流郡日高町	豊郷ダム	2											
	函館市	椴法華	80											
	上磯郡知内町	重内	49											
	阿寒郡鶴居村	鶴居幌呂	3,014											
	釧路市	北斗	16											
	根室市	落石	837											
	苫小牧市	弁天沼	0										期間	満了
	計	11	16,373											
	期間満了	1	208											
合計	新規指定	1	41											
1	再 指定	49	26,556											

#### 2 特定猟具使用制限区域の指定

#### (1) 方 針

特定猟具使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域を指定するができる。特に休猟区解除後は、狩猟者の集中的入猟が予想されることから、必要に応じ入猟を制限することができる。

なお、本道においては、狩猟の解禁等により狩猟者が集中的に銃猟又はわな猟を行う地域がないため、本事業計画の計画期間において、特定猟具使用制限区域の指定は計画しない。

#### 3 猟区設定に関する事項

#### (1) 方 針

猟区は、狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため、一定の区域において、狩猟者数の制限その他狩猟の管理を行う区域であり、猟区を設定しようとする者は知事の認可を必要とする。

なお、認定に当たっては次の点を十分考慮する。

- ア 狩猟免許を有している者又は狩猟者団体からの協力を得られている等、管理経営に必要 な技術と能力を有していること。
- イ 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、狩猟者登録を受けた多数の狩猟 者が公平かつ平等に利用できるよう担保されていること
- ウ 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。
- エ 第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣の管理に支障が生じないこと。

#### (2) 猟区の設定状況

名	称	所在地	面積(ha)	設定期間	設定者	備 考
西興猟	部村 区	紋別郡 西興部村	30,585	平成26年9月15日 ~ 平成36年9月14日	特定非営利活動法人 西興部村猟区管理協会 会長 大澤 安廣	当初設定年月日 H16.10.1 (オホーツク総合振興 局管内)
占領猟	団 村 区	勇払郡占冠村	56,057	平成26年9月15日 ~ 平成36年9月14日	占冠村	当初設定年月日 H26.9.15 (上川総合振興 局管内)

#### 4 指定猟法禁止区域に関する事項

#### (1) 方 針

指定猟法禁止区域は、鳥獣の保護の見地から特に必要があると認める区域について、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある猟法(指定猟法)を定め、それによる鳥獣の捕獲等をすることを禁止する区域であり、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある場合は、新たに指定猟法を定める。

#### (2) 指定計画

#### ア 指定猟法禁止区域

名	称	北海道指定猟法禁止区域(対象区域:北海道の区域一円)
	的	希少猛禽類の鉛中毒事故を防止するため
指定	期間	平成16年10月1日から(ただし、渡島総合振興局、檜山振興局及び後志総合振興局の区域にあっては、平成17年10月1日から)

	1 鉛成分を含む物質で作られているライフル弾(ただし、鉛成分の重量比が
指定猟法	全体の2分の1以下で、かつ、着弾したときに鉛が飛散しないように鉛を含
	→ む部位が同部位の先端から2分の1以上鋼鉄で覆われている構造になってい↓
の種類	
	2 鉛成分を含む物質で作られている粒径が7mm以上の散弾を使用する猟法
備考	平成16年8月20日北海道告示第754号

#### イ 鉛製散弾規制地域

名 称	目的	面積(ha)	指定期間	所在市町村	備考
袋地沼 鉛散弾規制地域	鉛散弾に よる水鳥 の鉛中毒	119	平成12年10月1日~	樺戸郡新十津 川町	H12.9.22 道告示第1565号
サロマ湖 鉛散弾規制地域	事故防止のため	15,116	平成13年10月1日~	北見市、常呂郡 佐呂間町、紋別 郡湧別町	H13.9.25 道告示第1614号
フレシマ湿原 鉛散弾規制地域		151	平成12年10月1日~	根室市	H12.9.22 道告示第1565号
(3箇所)		15,386			

#### (3) 許可の方針

指定猟法による捕獲等によって、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、許可しない。

なお、これまではヒグマの捕獲に際し、必要と認められる場合はその使用を許可していたが、今後は希少猛禽類の鉛中毒事故を防止する目的から、ヒグマの捕獲を含めその使用を原則として許可しない。

#### 第6 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

#### 1 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

計画は、対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な管理目標を設定し、これに基づき、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策等の管理事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な管理を広域的・継続的に推進し、鳥獣の管理を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的とする。

また、目標の設定は、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果を管理事業へ反映するというフィードバック管理の導入の下、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ設定する。さらに、設定された目標については、管理事業の実施状況やモニタリングによる管理の目標の達成状況の評価を踏まえて、順応的に見直しを行う。計画の目標とする指標は、当該地域個体群に関する生息数、個体数指数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から選択し、中期的な生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等の管理の目標を設定する。

対象鳥獣	計画策定の目的	計画期間	対象区域	備考
の種類				
	人間活動とエゾシカとのあつれき を軽減するとともに、エゾシカの絶	平成29年4月 1日		
エゾシカ		~	全道一円	
	共生及び生物多様性の保全とその持  続可能な利用を図る。	平成34年3月31日		
	   ヒグマによる人身被害の防止、人	平成29年4月1日		
ヒグマ	里への出没の抑制及び農業被害の軽	~	全道一円	
	減並びに地域個体群の存続を図る。 	平成34年3月31日		
~~~~	ゴマフアザラシによる漁業被害を	平成29年4月1日		
ゴマフ   マギミン	軽減し、人とアザラシ類との共存を  図るため、その適正な管理を推進す	~	全道一円	
アザラシ	る。	平成34年3月31日		

# 2 実施計画の作成に関する方針

第二種特定鳥獣管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため、年度ごとに適切な鳥獣管理 事業を実施するための実施計画の作成に努める。

また、計画の効果的な実施に関わる取組みを推進するため、関係機関は、鳥獣の生息状況及び 鳥獣による被害状況に関する情報を共有し、対象鳥獣の個体群管理とともに被害防除対策と一体 的に鳥獣の生息環境の管理を図るなど、総合的な取組みの推進に向け連携を図る。

# 第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

#### 1 基本方針

法第78条の2及び北海道野生動物保護管理指針(平成8年策定)に基づき、狩猟者等の鳥 獣捕獲の結果報告や各種情報を定期的に収集するなど基礎的データの蓄積に努めるとともに、 あわせて生息環境調査の実施に努める。

#### 2 鳥獣捕獲状況調査

#### (1) 方 針

野生動物保護管理調査実施要領に基づき、狩猟や許可に基づく捕獲及び外来生物法に基づく防除で捕獲された鳥獣に関する情報収集から、捕獲実態や鳥獣の個体群動向等を調査分析 し、科学的な情報に基づく適正な保護管理に必要な基礎資料を収集する。

#### (2) 調査内容

対象鳥獣	調査年度	調 査 内 容 ・ 方 法	備考
エゾシカ		• 狩猟鳥獣生息調査	
ヒグマ	平成29年度	狩猟者から捕獲等の位置情報、捕獲個体	
キツネ	平成29年度	の性別、捕獲年月日等の捕獲状況の報告	
エゾライチョウ	~ 平成33年度	を収集	
アライグマ	平成35年度		
ミンク			

## 3 ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン・カモ・ハクチョウ類の保護管理に資するために行われる全国的調査の一環として、ガン・カモ科鳥類の主要飛来地における生息・渡来状況を調査する。

Ż	寸象地域	調査年度	調 査 内 容 ・ 方 法	備	考
=	È 道	平成29年度 ~ 平成33年度	ガン・カモ・ハクチョウ類の調査対象 主要飛来地を選定し、鳥類の種類毎の生 息数を調査する。(調査時期は、毎年1 月中旬)		

#### 4 鳥獣管理対策調査

管理を目的とする許可捕獲の適切な運用及び被害防止対策の検討に資するため、市町村等関係 機関の協力を得て、鳥獣の種類毎の被害発生状況や被害額の調査・把握を行うものとする。

#### 5 第二種特定鳥獣管理計画対象鳥獣の生息状況調査

#### (1) 方 針

第二種特定鳥獣管理計画を推進するため、次の生息分布調査等必要に応じた調査を実施する。

対象鳥獣	調査年度	調 査 内 容 ・ 方 法	備考
エゾシカ	平成29年度	<ul> <li>個体数指数の動向調査 ライトセンサス、道路管理者や鉄道管理者 からの情報を収集</li> <li>捕獲個体分析調査 妊娠率等の個体群特性に関する調査</li> <li>生息環境調査</li> <li>捕獲状況調査 狩猟者の捕獲実績と行動実態の調査 餌資源や植生指標調査</li> <li>被害状況調査 被害状況調査 被害の実態、被害防除策の効果の検証</li> <li>分布調査</li> </ul>	
ヒグマ	~ 平成33年度	<ul> <li>・個体数指数の動向調査 ヘアトラップ調査、広域痕跡調査</li> <li>・捕獲個体分析調査 繁殖状況、栄養状態等の把握</li> <li>・問題個体の動向調査 被害状況の把握、問題個体の特定</li> <li>・生息環境調査 堅果類結実状況の把握</li> <li>・分布調査</li> <li>・地域社会への意識調査 アンケート調査等による住民意識の把握</li> </ul>	
ゴマフ		• 個体数動向調査	
アザラシ		目視によるカウントや自動撮影カメラによ る映像解析	

## 6 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区等の指定等に際し、指定等の管理方針を明らかにし、当該区域の適正管理を推進するため、鳥獣の生息状況及び生息環境の調査に努め、あわせて地域における生物多様性の保全に資する。

また、これらの調査を実施するに当たり、鳥獣保護管理員等鳥獣の生息状況等に関する情報を有する者からの情報収集や、市町村、自然保護団体及び狩猟者団体等関係機関の調査報告及び植生などの現地調査結果や文献等を活用する。

#### 7 希少鳥獣等保護調査

種の保存法により国内希少野生動植物種に指定されている鳥獣に関し、関係市町村及び関係機関との連携の下、国の保護増殖事業計画に基づき実施される各種調査へ連携・協力に努める。

対象鳥獣	調査年度	調 査 内 容 ・ 方 法	備考
タンチョウ シマフクロウ エトピリカ ウミガラス オオワシ オジロワシ	平成29年度 ~ 平成33年度	<ul><li>保護増殖事業対象種の生息状況等調査 (国の取組みへの協力)</li><li>希少猛禽類生息実態調査 猛禽類の死亡・傷病個体を回収し、死 因や重金属汚染、風力発電施設の影響 等の実態を調査</li></ul>	

#### 第8 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

#### 1 鳥獣行政担当職員の配置及び育成

# (1) 方 針

鳥獣保護管理事業を円滑に推進するため、野生鳥獣に関する専門的知見を有する人材を配置するよう努めるとともに、国や関係団体が実施している専門研修等を活用し、研究機関と連携の上、担当職員の専門的知識の向上と適正配置に努める。

また、市町村職員に対し、法及び鳥獣被害防止特措法に基づく各種計画の作成等に関する助言を行うとともに鳥獣保護管理関係業務に関する知識・技術の向上を目的に研修等を開催する。

#### (2) 配置状况

	所	属	$\boxtimes$	分	専 任	兼任	合計	備 考
本庁	環境生活	5部環境	詞					
	生物多棣	<b>長性保</b>	動物管	き理グ ループ	9	0		担当課長1含む
	全課		生物をグルーフ	5様性戦略 •	5	1	6	課長1含む
				小計	14	1	15	
	エゾシた	כ	捕獲	対策グループ	7	0		課長1含む
	対策課		有效	舌用グループ	4	0	4	担当課長1含む
				小計	11	0	11	
振	空知総合保健環境			<b>#</b>		4	4	自然環境係3、主査〔動物管理〕 1
興局	石狩振卿 保健環境		生活	# #		5	5	自然環境係4、主査〔動物管理〕 1
	後志総合 保健環境			 果		3	3	自然環境係3
	胆振総合 保健環境			果		4	4	自然環境係4
	日高振興 保健環境		·····································	果	1	3	4	自然環境係3、主査(エゾシカ) 1
	渡島総合 保健環境			果		5	5	自然環境係4、主査〔動物管理〕 1
	檜山振卿 保健環境		**************************************	果		2	2	自然環境係2
	上川総合 保健環境			# #		4	4	自然環境係4
	留萌振興 保健環境		生活記	₹		3	3	自然環境係3

宗谷総合振興局保健環境部環境生活課		3	3	自然環境係3
オホーツク総合振興局 保健環境部環境生活課		5	5	自然環境係4、主査〔動物管理〕 1
十勝総合振興局 保健環境部環境生活課		5	5	自然環境係4、主査〔動物管理〕 1
釧路総合振興局 保健環境部環境生活課	1	5	6	自然環境係4、主査〔動物管理〕 1、主査(エゾシカ)1
根室振興局 保健環境部環境生活課	1	3	4	自然環境係3、主査(エゾシカ) 1
小 計(14振興局)	3	54	57	
合計	28	55	83	

# (研究機関)

地方独立行政法人	自然環境部		5	5	部長1 (兼任)、生態系保全グルー
北海道立総合研究	道南地区	2		2	プ1(兼任)、保護管理グループ3
機構環境•地質研	野生生物室				(兼任)
究本部環境科学研	道東地区	2		2	
究センター	野生生物室				
自然環境部	合 計	4	5	9	

(平成28年4月1日現在)

# (3) 分掌業務

本		庁	1 2 3	生物の多様性の保全等に係る企画及び総合調整に関すること 野生鳥獣の保護及び管理に関すること エゾシカ対策に係る企画及び総合調整に関すること。
振	興	局	1	野生生物の保護及び管理並びに狩猟の取締りに関すること

# (研究機関)

地方独立行政 1 生態系の機構の解明及び保全に関する調査研究 法人北海道立 2 野生(生物)種の生態及び保全に関する調査研究 総合研究機構 3 野生動物個体群の保護管理に関する調査研究 環境・地質研 究本部環境科 学研究センタ	
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

# (4) 研修計画

名 称	主催	開催回数	規模	対象者数	目的•内容	備考
野生生物保護管理研修	環境省	年1回	全国	2人	野生生物保護管理 事務及び司法事務 の知識向上	
鳥獣保護管理 担当者研修	北海道(本庁)	年1回	全道	28人 (振興局職員)	鳥獣保護管理関係 業務に関する知 識・技術の向上	必要に応じて 開催
市町村担当職員研修	北海道(振興局)	各振興局年10	振興局 管内	179人 (市町村職員)	鳥獣保護管理関係 業務に関する知識 ・技術の向上	必要に応じて 開催

# 2 鳥獣保護管理員の配置及び育成

# (1) 方 針

鳥獣保護区の管理、狩猟取締り、鳥獣の生息状況等に関する調査、鳥獣保護管理思想の普及啓発等鳥獣の保護管理事業の実施に関する事務を補助させるため、法第78条の規定に基

#### づき、鳥獣保護管理員を配置する。

鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護管理又は狩猟制度に関する知識、技術及び経験を有し、鳥 獣の保護管理への熱意を有する者であって、身体的な適性能力を備えた者を任命する。

鳥獣保護管理員の配置数は、地域での鳥獣保護管理の必要性等を踏まえ、原則として1市 町村当たり1名以上配置する。

なお、これらの活動において専門性の発揮を図るため、鳥獣保護管理員の鳥獣の保護管理 に関する知識・資質の向上に努める。

(2) 配置計画 (概要) 配置総数 194人

振興局	市町村数	配置数(人)	備    考
空知	24	15	1 4以上の市町村が合併した市町村及び飛び地合併の
石狩	8	14	市町村にあっては、巡視区域の拡大を踏まえ、原則と
後志	20	16	して鳥獣保護管理員を複数名配置する。
胆振	1 1	12	2 狩猟期間内における狩猟事故防止を積極的に推進す
日高	7	13	るため、左記の配置計画のほかに、エゾシカ猟期を重
渡島	11	18	点的に狩猟者指導・狩猟取締りを行う短期鳥獣保護管
檜山	7	8	理員を地域の実情に応じて配置する。
上川	23	24	
留萌	8	7	
宗谷	10	0)	
オホーツク	18	24	
十勝	19	19	
釧路	8	10	
根室	5	5	
合 計	179	194	

#### (3) 年間活動計画

	活動内容					実		施	時		期				備考
狩猟指導・取締り   10/1~3末   違法捕獲取締、指導   4		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	З	
【忘影 T 忘初 /小芸祠 目 【 <del>▲ - : : : : : : : :         -  </del>	狩猟指導•取締り	) 译	<b>4</b>						4					<b>→ →</b>	

(※) エゾシカの狩猟期間は、第二種特定鳥獣管理計画に基づき毎年度設定。

#### (4) 研修計画

名 称	主催	開催回数	規模	対象者数	目的•内容	備考
鳥獣保護管 理員等研修	北海道 (振興局)	各振興局 年1回	振興局 管内	194人	関係法令等知識の向上 巡視等活動事項の熟知	

#### 3 狩猟者の確保と育成

狩猟者の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の公益的役割について普及啓発を行う。特に狩猟者の減少・高齢化は、将来的に地域における鳥獣による被害防止や管理を目的とする捕獲等に支障を来すおそれがあることから、引き続き、狩猟免許試験の日曜日開催や農閑期開催等を通じて、狩猟者の確保に努める。

また、特に鳥獣の適正な保護管理を推進する上で、鳥獣の生息状況や生息環境の把握、鳥獣による被害の防止対策の普及、管理を目的とする捕獲等を担う人材の確保・育成を進めるため、関係機関や狩猟者団体等との連携や認定鳥獣捕獲等事業者の活用に努める。

#### 4 保護管理体制の整備

エゾシカやヒグマなど第二種特定鳥獣管理計画を策定している鳥獣の管理は、広域的に連携 した取組みが必要であることから、(総合)振興局を地域単位とする協議会を設置し、情報の共 有、連絡調整に努める。

また、鳥獣の適正な保護管理を推進する上で、鳥獣の生息状況や生息環境の把握、鳥獣による被害の防止対策の普及、被害防止のための捕獲を担う人材の育成・確保が必要であるが、狩猟者の減少・高齢化により将来的には市町村単位での対応が困難となることから、隣接する数市町村を単位とする地域対策協議会の設置やヒグマをはじめとする広範な野生鳥獣対策をコーディネートする能力を有する人材の確保が必要である。

# 5 鳥獣保護センター等の設置

傷病鳥獣の救護に当たっては、本道の広域性を踏まえ、地域の獣医師や動物園等関係機関で構成する傷病鳥獣保護ネットワークシステムを活用した取組みを推進するものとし、より一層の円滑な実施体制を検討する。

なお、傷病鳥獣の保護及び鳥獣保護思想の普及啓発等に関する拠点施設の設置については、 将来的な検討課題とする。

#### 6 取締り

鳥獣の保護管理と狩猟の適正化を図るため、振興局職員及び鳥獣保護管理員による狩猟取締りを行うとともに、狩猟者に対し、捕獲物の残滓放置の禁止、指定猟法(鉛製ライフル弾等の使用)による捕獲の禁止、作物のある土地などに立ち入るときに土地占有者の承諾を得ることなど法令の遵守について指導を行うとともに、警察、関係行政機関、関係団体等と連携したパトロール等を実施する。

また、狩猟者団体と連携し、各種機会を通じて狩猟者に対する狩猟事故防止及び法令の遵守について普及啓発を図る。

#### 7 必要な財源の確保

狩猟税は、地方税法に基づく鳥獣保護管理事業を実施するための財源(目的税)であることから、鳥獣の保護管理及び狩猟に関する行政施策の実施に当たり、効果的な支出を図る。

#### 8 農林水産部局との連携

鳥獣被害の実態を把握し、効果的な被害防止対策を図るため、環境部局と農林水産部局が連携した「鳥獣被害対策チーム」により、対策等を進める。

#### 第9 その他鳥獣保護管理事業の実施のための必要な事項

# 1 鳥獣保護管理事業を巡る現状と課題

#### (1) 鳥獣の保護管理

ア 多大な農林業被害をもたらしているエゾシカを現行の捕獲制度を運用する中で最大限の 捕獲数の確保に努めた結果、農林業被害のピークであった平成23年度の64億円から平 成26年度には46億円まで減少し、生息数も減少傾向に転じるなど一定の成果が見られ た。しかし、依然として生息数、農林業被害等は高水準で推移していることから、北海道 エゾシカ管理計画を策定し、この計画に基づいて、科学的かつ計画的な個体数管理及び被 害防止の取組みなど総合的な対策を関係機関と連携して積極的に実施していく必要があ る。 なお、平成 26 年法改正において集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣として ニホンジカ(エゾシカ)を指定管理鳥獣として指定し、新たに創設された指定管理鳥獣捕獲 等事業により国や都道府県が主体となり捕獲する制度が創設された。

イ ヒグマは北海道の豊かな自然を代表とする野生動物として道民共有の財産であるが、人 身被害や農業被害なども発生しており、適正な保護管理が求められている。

地域によっては過去に分布域の分断や縮小が起こり、その後の回復も確認されていない ものの、近年の市街地出没の多発など、生息数の増加や分布域の拡大が示唆される地域も ある。

このため、北海道ヒグマ管理計画を策定し、この計画に基づいて、人身被害の防止、人 里への出没の抑制及び農業被害の軽減を図りながら、地域個体群を存続させることを目的 に、総合的な対策を関係機関と連携して積極的に実施していく必要がある。

ウ 近年、ゴマフアザラシは、確認個体数が著しく増加するとともに、生息域の範囲が拡大 している。さらに、生息環境、生態変化により、礼文島や稚内周辺において、夏期も退去 せず現地に留まる周年定着個体が多数存在し、漁業被害が深刻化している。

このため、北海道アザラシ管理計画を策定し、この計画に基づいて、漁業被害の軽減、 人とアザラシ類の共存を目的に、ゴマフアザラシ周年定着個体の削減に取組む必要がある。

エ 農作物被害や生態系に悪影響をもたらしているアライグマなどの外来鳥獣等は、積極的な防除が求められている。このうち、アライグマについては、北海道アライグマ対策基本方針(平成15年策定)を策定し、この方針に基づいて、アライグマの「野外からの排除」を目指して、関係機関が互いに連携・協力しあい、外来生物法に基づく防除計画の推進を図っているが、その他の外来鳥獣等についても、道内の生態系などへの影響を把握しながら、適切な対策を検討することが必要である。

#### (2) 鳥獣保護区

近年、特定の鳥獣の増加により鳥獣保護区の資質低下や周辺地域での農林水産業被害の発生などにより、鳥獣保護区の指定のあり方について、検討が必要な状況となってきている。

このため、鳥獣保護区の指定等に当たっては、土地の利用状況や鳥獣の生息状況・生息環境を的確に把握し、保護すべき鳥獣など指定目的を明確にし、地域関係者の理解の醸成を図る必要がある。

また、既に指定している鳥獣保護区については、自然環境や社会情勢の変化などを総合的に勘案し、必要に応じて区域等の見直しを検討する必要がある。

- 2 地形や気象等が異なる特定の地域についての取扱い
  - (1) 知床半島地域におけるエゾシカ対策等

知床地域は、我が国の中でも原生的な自然環境が保全されている数少ない貴重な地域であり、平成17年7月に国内3番目の世界自然遺産に登録された。国指定鳥獣保護区に指定されている知床半島地域は、エゾシカの好適な越冬地となっており、半島周辺地域における生活環境及び農林業被害の増大や、個体数の過密による生態系への影響が問題となっている。

このため、環境省が中心となり策定した「知床半島エゾシカ管理計画」を、道の北海道エゾシカ管理計画の地域計画として位置付け、国及び関係機関と連携・協力し、適正な管理を図るための取組みを推進する。

また、ヒグマについても、環境省が中心となり策定した「知床半島ヒグマ管理計画」を北海道ヒグマ管理計画の地域計画として位置づけ、国及び関係機関と連携・協力し、適正な管理を図るための取組みを推進する。

#### (2) えりも地域におけるゼニガタアザラシ対策

ゼニガタアザラシは、北海道の東部沿岸から襟裳岬にかけて分布し、同じ岩礁を周年利用する定着性の高いアザラシであり、法第2条第4項に基づく希少鳥獣であるほか、環境省レッドリストの準絶滅危惧種となっている。近年、襟裳岬周辺の個体数が増加したことに伴い、定置網のサケを中心に漁業被害が深刻な状況となっていることから、環境省ではゼニガタアザラシが絶滅危惧種に戻ることがないよう、個体群管理、被害防除対策、モニタリング等の手法を確立することを目的に平成28年3月に「えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画」を策定したところであり、道としても国が行う取組みについて協力・連携に努める。

#### 3 狩猟の適正管理

狩猟の適正化を推進するため、狩猟鳥獣の捕獲制限、可猟区域の制限、狩猟期間又は猟法の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等など、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用の状況の変化を踏まえ、必要に応じて地域の実情に応じた狩猟規制制度の適切な運用を図る。

また、これら各種制度の運用に当たっては、関係者の意見を収集・勘案し、機動的に見直す。

#### 4 傷病鳥獣救護の基本的な対応

生態系は、野生生物の生と死によって成り立っており、傷病による野生鳥獣の死も生態系の重要な一要素である。一方、傷病鳥獣の救護は、人道的な行為として行われてきており、鳥獣保護思想上も生き物を大切に思う気持ちからなされてきた側面もある。これらの視点を踏まえ、鳥獣保護思想の普及啓発及び野生鳥獣の救護・治療技術を図るために負傷又は疾病により治療等を必要とする鳥獣に対して野生復帰を目的として、適切な治療を行う。ただし、救護の対象とする鳥獣については、次に掲げる鳥獣を除く。

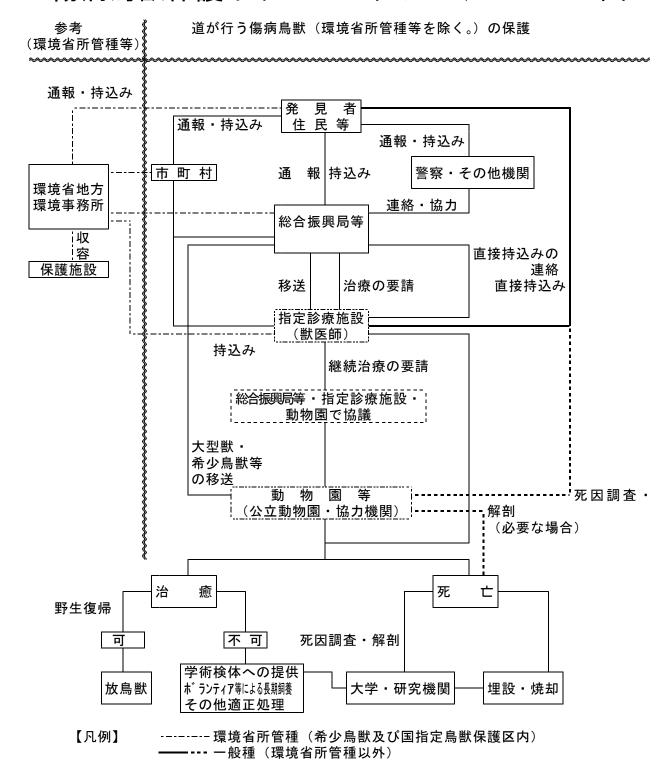
また、傷病鳥獣の保護収容に当たっては、傷病鳥獣保護ネットワークシステムを活用し、円滑かつ効果的な保護収容、治療、リハビリテーションを行い、野生復帰に努める。

なお、保護収容が長期にわたる傷病鳥獣や、海上油汚染事故等により被害を受けた鳥獣の救護等については、国、市町村、関係機関等との連携・協力の下、保護収容体制の整備等適切な対応を図る。

## 〔救護の対象としない鳥獣〕

- ① 法第13条第1項に規定する農業又は林業の事業活動に伴い捕獲等又は採取等をすることがやむを得ない鳥獣若しくは鳥類の卵であって環境省令で定めるもの
- ② 法第80条に規定する環境衛生の維持に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は他の法令により捕獲等について適切な保護管理がなされている鳥獣であって環境省令で定めるもの
- ③ 本道に本来生息しない鳥獣
- ④ 人間に感染するおそれのある疾病にかかっている可能性のある鳥獣
- ⑤ 有害性の高い鳥獣として捕獲されている鳥獣
- ⑥ 狩猟及び有害捕獲等により負傷した鳥獣
- ⑦ 人に危害を及ぼすおそれのある鳥獣

# 傷病鳥獣保護ネットワークシステムフロー図



#### 5 感染症への対応

野生鳥獣の適正な保護管理を進めるため、人獣共通感染症の発生状況等について、国や関係機関と連携して情報の収集に努めるものとし、必要に応じて庁内関係部局との協力の下、鳥獣への感染状況等に関する調査や感染防止対策を実施する。

なお、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、国が取りまとめた「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(平成23年9月策定 平成27年9月一部改正)に定めるもののほか、道が策定した「北海道における野鳥の高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル」(平成23年10月)に即して、国、庁内関係部局、市町村等との連携を図り、迅速かつ適切な対応を図るとともに、社会的な不安の発生の防止や解消を図るため、住民への適切な情報提供に努める。

道では、庁内関係部局で構成する「北海道高病原性鳥インフルエンザ警戒本部」(事務局:農政部)を設置しており、機能的連携・連絡体制の確立を図る。

また、その他の感染症についても、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努める。

#### 6 鳥獣の保護管理思想の普及

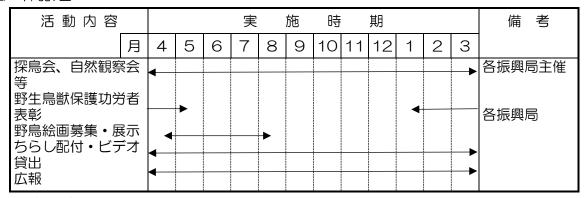
#### (1) 方 針

野生鳥獣の保護管理については、傷病鳥獣の保護など個々の鳥獣を保護するといった視点だけではなく、地域個体群の保護、ひいては生態系の保全に対する理解が必要である。

このことを踏まえ、広く道民に対し、傷病鳥獣の保護、安易な餌付けの防止、ひな鳥を拾わないことなど鳥獣の適正な保護活動に関し、リーフレットやホームページ等を活用して周知し、野生鳥獣の保護に関する意識の向上や理解の醸成を図る。普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めることとし、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明することが必要である。また、捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用することを推進するよう努める。

また、引き続き、愛鳥週間における児童・生徒を対象とした野鳥絵画ポスターの募集及び 庁内(道民広報コーナー)展示、愛鳥モデル校の指定等を通じて、鳥獣の保護管理思想の高 揚を図る。

#### (2) 年間計画



#### (3) 愛鳥モデル校の指定

#### ア方針

野鳥の保護や観察活動に取り組む小・中学校等を愛鳥モデル校に指定し、当該活動を支援するとともに、愛鳥モデル校の活動を広く道民に広報し、鳥獣保護思想の普及を図る。

#### イ 指定期間

3年以内(指定期間を更新することができる。)

- ウ 愛鳥モデル校に対する指導内容
  - 振興局及び市町村等主催の探鳥会等への参加案内
  - 野鳥絵画ポスター応募の啓発
  - ・ 愛鳥モデル校の要請に応じた現地指導等
  - ・野鳥愛護普及リーフレット等の配付等
  - ・愛鳥行事実施に関する助言等
  - ・安易な餌付け防止に関する指導
  - ・傷病鳥獣の適正な取扱いに関する指導
  - ひな鳥を拾わないことに関する指導

#### 工 指定状況

		空	石	後	胆		渡	檜	上	留	宗	オ	+	釧	根
区分	指定校数 (H29.3											ホー			
	現在)											ツ			
		知	狩	志	振	高	島	Ш	Ш	萌	谷	ク	勝	路	室
小 学 校	18	1	6		2		2		3		1		2		1
小中学校	1									1					
中 学 校	1		1												
その他学校	2		1				1								
									_						
計	22	1	8	_	2	_	3		3	1	1		2	_	1

# (4) 安易な餌付けの防止

鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存や人馴れが進むことなどによる人身被害及び農作物被害、個体間の接触が進むこと等による感染症の拡大を招く等、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響を生じさせるおそれがあることから、次の点に留意の上、普及啓発を積極的に推進する。

- ア 安易な餌付け行為が鳥獣の生態や自然環境に与える影響について市民の理解を得ること。特に観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。
- イ 必要な給餌を行うに当たっては、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播 につながらないよう十分な配慮を行うこと。
- ウ 生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる 行為であること。
- エ 北海道生物多様性条例に基づき、ヒグマへの餌付け行為は、人とヒグマの過度の接近を 誘発し、道内の生物の多様性に著しい影響を及ぼす行為として禁止していること。

#### (5) 猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させる等、猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。

# (6) 法令の普及啓発

# ア方針

鳥獣の適正な保護管理を進めるに当たっては、道民の理解と協力が必要不可欠であることから、鳥獣の捕獲等の規制制度、鳥獣の飼養登録制度、鳥獣保護区や特定猟具使用禁止

区域等の鳥獣の捕獲禁止・制限区域の指定制度や、鳥獣の保護管理に関する法定事項について、広報紙やホームページを活用するなどして広く周知を図る。

また、狩猟事故及び違反行為を未然に防止するため、狩猟者に対し、狩猟者団体を通じて法令遵守を指導するとともに、職員や鳥獣保護管理員による現地指導に努める。

# イ 年間計画

重点項目		実			実	施時			<del>‡</del>	期				実施方法	対象者
	月			6	7	8	9	1	1	1	1	2	3		
								0	1	2					
病鳥獣獣の保護 ヒグマ事故防止		<b>4</b>			-									広報紙、ホーム ページ、マスメ	道民
	(₹	: §季と	: 上秋:	季に	ヒグ	· マ注	· :意特	別其	間を	· · · · ·	: 定)		ディア		
狩猟者指導						•						-	行政通知、講習 会、現地指導等	狩猟者	